

仙台市ガス局発注工事について、 前払金の特例措置を廃止します

令和6年2月
仙台市ガス局

地方自治法施行令及び同法施行規則の改正に対応し、
東日本大震災に伴う特例措置を廃止します。

工事請負の前払金割合

- ◎ 前払金の割合が請負金額の「10分の4.5以内」から「10分の4以内」となります。

土木・建築設計、工事監理、測量業務委託等の前払金割合

- ◎ 前払金の割合が請負金額の「10分の3.5以内」から「10分の3以内」となります。

実施時期

- ◎ 今回の措置は令和6年4月1日以降の契約分から実施します。

【お問い合わせ先】 仙台市ガス局財務課 電話：022-292-7718